

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和5年1月17日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）

重藤 賢、柳井尚美、樋上謙士、小野 丘、今井健至、成瀬九美、山中秀夫、山崎靖子、山崎英司（兼務）、寺本佳子、田中健治（兼務）

（家裁委員）

根田克彦、西川恵造、村尾卓志、田中妙子、石井裕章、中西達也、山崎英司（兼務）、中島 栄、田中健治（兼務）

（事務担当者等）

地裁 橋本悦次、浅野ゆかり、寺峰 功、大久保壽之、黒澤郁夫、酒井利早子、鶴川佳子

家裁 柏原啓志、辻 循、福富幸治、多田達也、畑本直樹、安藤和孝

4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務担当者等）

- (1) 委員長挨拶
- (2) 前回テーマの事後報告
- (3) 新委員紹介・挨拶
- (4) 基本説明・所持品検査見学
- (5) 意見交換

テーマ「裁判所における安全確保について」

（裁判所から基本説明をした上で、意見交換を行った。）

【意見交換における主な発言の要旨】

- 法廷に刃物が持ち込まれた他庁の事件の紹介があったが、本日見学した所持品検査とは若干手法が異なっていた。裁判所ごとに違いがあるのか。
- 奈良地裁では、刃物を使わせないことに主眼を置いている。
- 私の組織では、緊急事態発生時には、さすまたを持って駆け付ける。裁判所でも、緊急時に備えて、さすまたぐらいは備え付ける必要があるのではないか。
- 速やかに警察に連絡を行い、警察と連携しながら加害行為を制圧する態勢を取っている。
- どのような事案で所持品検査を行うのか。
- 危険物が持ち込まれる可能性がある場合が挙げられる。
- どの程度の頻度で警報ブザーが押されるのか。
- 最近の数年間で、警報ブザーが押された事例はない。
- 私の組織でも通報ブザーを押す訓練を実施したことがあるが、ブザーがあると分かっているにもかかわらず通報ブザーを押せなかった。調停室の警報ブザーを見たが、

万が一の時に警報ブザーを押せるか疑問に感じた。

- 危険を察知した場合はすぐに警報ブザーを押すよう、職員に周知している。また、定期的に訓練を実施しているほか、危害行為の対応マニュアルにも記載している。
- 調停室の警報ブザーの表示を工夫した方が抑止効果が高まるのではないか。
- 私は長年調停委員をしている。緊急事態が発生した際に、調停委員が警報ブザーを押すことについては理解したが、警報ブザーはより押しやすい場所に設置してもらいたい。
- 私も調停委員であるが、調停委員は全般的に警報ブザーを押すことを躊躇する傾向があると感じている。裁判所においては、そのような傾向を把握した上で、調停委員に対して、警報ブザーを押すことのハードルを下げる取組を行ってはどうか。
- 危害行為のほか、精神的に不安定な方や高齢者などに体調の変化などがあれば、警報ブザーを押すように周知している。なるべく警報ブザーを押すことについてハードルが低くなるよう工夫しているつもりだが、この数年間、警報ブザーが押された事例はないので、実際にはハードルが高いと感じているのかもしれない。
- 警報ブザーを押しても大丈夫であるということを調停委員に認識してもらう必要がある。裁判所職員が調停委員を守るというスタンスをきちんと示し、調停委員が安心して事件を担当できるようにしていただきたい。
- 調停室の警報ブザーは、設置場所を工夫する必要があるのではないか。
- 警報ブザーや金属探知機については、裁判所の基本的な設備として考えてよいのか。
- 標準的な設備と考えていただいて構わない。
- 他庁の裁判員裁判において、暴力団組員が閉廷後に裁判員に近寄って声をかけたという事案があったが、奈良地家裁においてはどのような対策をしているのか。
- 裁判員への声かけ防止については、裁判員への接触が禁止されている旨を法廷に掲示するなど、細心の注意を払っている。
- 非常に危険な液体も存在するが、液体のチェックはどうしているのか。
- ペットボトルを持ち込ませないなど、事案ごとに検査方法を検討している。
- 訓練であってもなかなか動けないという話があったが、各委員の職場で行っている様々な訓練について、工夫例などを御紹介いただきたい。
- 私の組織では、少なくとも年1回は訓練を実施しているが、正直なところ、訓練を行っていても、本番では訓練時の1、2割程度しか動けないのではないかと考えている。訓練を行うにあたっては、最悪の事態を想定することを心掛けている。

実際の事案で最もポイントになるのは、通報をしてから警察が駆け付けるまでの時間をどう持ちこたえるかだと思う。当事者が大声を出しているだけでなく、隠し持っていた何かを使用して、調停室から書記官室、裁判官室、開廷中の法廷に入っていく場合、あるいは危険物を持って庁外に出ていき、通行人に危害を加える場合を考えると、広報対応を含めて様々な検討事項があると思う。

また、地震災害に伴って建物内で火災が発生し、逃げ遅れた者がいるとの想定で、あらかじめ決められた担当者がどう対応するかの訓練も行っている。実際の災

害時に担当者がそのとおり動けるのかは正直不安ではあるが、最悪の事態を想定して訓練をしておかないと、おそらく1割、2割も動けないだろうと思われるので、電源をどう確保するか、誰が消火をするか、最後にどこに集まって安否確認を行うかなど、なるべく具体的な動きを意識して行っている。

- 私の組織では、以前、警察官に犯人役をお願いして、シナリオなしの抜き打ち訓練を行ったことがあるが、職員に極めて不評であった。その後は、閉店後にシナリオありの訓練を行っているが、あらかじめ周知した訓練であっても、犯人の人相などの記憶は難しい。
- 行政機関と裁判所の機能の差による違いを感じた。裁判所ではトラブルを抱えた双方当事者に対する対応もあるが、行政では許認可を担当するような職員をどう守るかという視点を持っている。研修としては、暴力的事案を含めた不当要求事案に対応する研修を継続的に行っている。対応の際に距離を取ることや、閉鎖された場所では対応しないことなど、危害行為が起こらない環境を考えている。
- 私の組織では、コロナ対策が始まってからは、正面入口を閉鎖して、訪問者は職員に行先を告げないと入れないようにしているが、コロナが終息した後にどうするかは、セキュリティ面の問題もあり難しい課題である。

比較して、裁判所の建物は全体が開放的な一方で、個別の部屋などは守られているように感じた。所持品検査については、検査の要否検討や、所持品検査済みと未了の傍聴人の動線が混在しないようにするなど様々な苦労があると推測される。また、取組で紹介された、事前の情報収集は非常に有効であると感じた。

- 危害行為が発生する予兆を察知する防犯カメラは有用である。
- 本日の説明において、事案発生を把握すれば直ちに職員が駆け付けると紹介されていたが、現場に赴く前にまずカメラで状況を確認すれば、通報や対応の検討ができるのではと感じた。
- 防犯機器は随時更新しているのか。
 - 随時更新している。
- 最近、様々な事件・問題をめぐって当事者がSNSで発信するケースがあり、脅迫や抗議行動などに対する事前対策の端緒になることがあるが、裁判所はどのような手段で情報収集を行っているのか。
 - まずは当事者である原告、被告及び代理人から情報収集を行っているが、インターネットも有益な情報を得られることから活用している。
- 私の組織においては、非常事態が起きた際にはスタッフが急行することになるが、その際は、事件・事故を想定し、対応は単独では行わず、必ず2名態勢で行うことを徹底している。本日の説明では、必ず何人以上で確認に行くとの説明が無かったように思うが、対応者の身を守る意味でも行動計画を検討してはどうか。
 - 対応者については、総務課職員が現場に駆け付ける際には、必ず近くの部署がバックアップしている。また、総務課職員も必ず複数名で駆け付けており、情報収集を行う者、それを発信する者などの役割を分担している。
- 訓練については、人的な訓練以外にも煙探知機、スプリンクラーなどについて設備の法定点検を行い、結果を消防署に提出することで安全確保に努めている。裁判

所の警報ブザーについては、定期的な点検を行っているのか。

- 定期的な点検によって不具合の有無を確認している。
- 民事事件、家事事件などで当事者が危害行為に及ぶ事例は、対立当事者を目の前にして興奮する場合や、期日に来庁するタイミングを狙って発生している。今、進められているオンラインでの手続であれば、直接対立当事者が相対することにより起こる危険を避けられる。手続の適正を確保しつつ、安全に手続を進めるという方法としても、今後、オンライン手続は活用できるのではないかと考えている。
- 単に警備を強化すればよいというものではないと考える。裁判所は、開かれた裁判所を前提として、その中でどのようにして当事者や裁判所職員の安全を確保するかを考える中で、訓練などを行っているのだと思っている。
- 本日いただいた貴重な御意見を、今後の取組に生かして参りたい。